

専決処分について（立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について）

上記の議案を提出する。

令和2年4月9日

提出者 立川市教育委員会
教育長 小町 邦彦

理 由

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第45号）の規定により教育職員の業務量の適正な管理を定める必要があるため。

専決処分書

立川市教育委員会教育長事務委任及び代理規則第3条第1項の規定に基づき、次を別紙のとおり専決処分する。

立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について

令和2年4月1日

立川市教育委員会
教育長 小町 邦彦

立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則

令和2年4月9日
教育委員会資料
第7回教育部指導課

立川市立学校管理運営規則（昭和35年立川市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p><u>（教育職員の業務量の適切な管理）</u></p> <p><u>第26条 委員会</u>は、<u>学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例</u>（平成7年東京都条例第45号。以下「<u>条例</u>」という。）<u>第4条の2の規定に基づき</u>、<u>公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法</u>（昭和46年法律第77号）<u>第2条第2項に規定する教育職員</u>（以下「<u>教育職員</u>」という。）が業務を行う時間（<u>公立学校の教育職員の業務量の適切な管理</u>その他<u>教育職員の服務を監督する教育委員会</u>が<u>教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置</u>に関する<u>指針</u>（令和2年文部科学省告示第1号）に規定する<u>在校等時間</u>をいう。以下同じ。）から<u>所定の勤務時間</u>（<u>条例第12条及び条例第13条の規定による休日並びに条例第14条第1項の規定により指定された代休日</u>以外の日（<u>代休日</u>が指定された勤務日を含む。）における<u>正規の勤務時間</u>をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の<u>範囲内とするため</u>、<u>教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>1月について45時間</u></p> <p>(2) <u>1年について360時間</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず</u>、<u>児童又は生徒に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い</u>、<u>教育職員が一時的又は突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行う必要があると委員会が認め</u>る場合には、<u>委員会は</u>、<u>教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時</u></p>	

間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において1月当たりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち、1月において45時間を超える月数について6月

3 前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。